

地域の皆様へ

令和5年春の農作業安全運動実施中！

令和5年4月
福島県南会津農林事務所

県では、4月1日から5月31日までを春の「農作業安全運動重点推進期間」としています。春はトラクターを利用する機会が多くなり、農作業事故が発生しやすくなります。次のポイントを守り、安全・安心な農作業を実践しましょう。

- ①作業前における機械の点検・整備および周辺環境の確認はしっかり行いましょう！
- ②可倒式安全フレームは運転時には必ず立てて使用しましょう！
- ③シートベルトは必ず締めましょう！
- ④作業時以外は左右独立ブレーキを連結しましょう！
- ⑤機械点検・清掃時はエンジンを止めましょう！



安全な農作業について声かけをお願いします！

全国の農作業死亡事故における65歳以上の高齢者の割合は約85%となっています。ご家族やご近所の高齢な農業者の方への日々の声かけにより、安全な農作業に対する意識を高めましょう。声かけをする際は、具体的な危険箇所、注意点を伝えるとより効果的です。

保険に加入していますか？

万が一事故が発生してしまった際に、確実な補償を受けられるように、労災保険特別加入制度への加入を積極的にご検討ください。次のQRコードより、農業者のための特別加入制度についてご確認いただけます。既に保険に加入されている方も、補償内容を確認し、補償が不十分であれば加入内容の見直しを行きましょう。

[厚生労働省HP：農業者のための特別加入制度について](#)

